

第1回 遊佐町水循環保全審議会 会議録

日時：平成28年10月6日（木）14：02～16：40

場所：遊佐町役場 203 会議室

出席：小野寺きぬ子委員、本間正明委員、佐藤裕士委員、佐藤仁委員、

畠中裕之委員、時田一紀委員 委員6人

内藤悟水循環条例専門委員

事務局：企画課 堀課長、高橋課長補佐 計9人

1. 開 会

2. 会長挨拶：今までの審議会と違ってかなり紛糾することも考えられますが、是非、皆さんのお知恵を町の将来のためにお願いしたい。

3. 議事録署名委員の指名

□会長が、小野寺きぬ子委員、佐藤裕士委員を指名。

4. 報 告

(1) 臂曲地区岩石採取事業監理委員会の状況について

□事務局が、第7回（H28.3.28）、第8回（H28.7.5）の開催状況および6月までの採取数量について説明。

■事務局：今年の6月1日から要綱により水循環条例専門委員という役職を設けて、公益文科大学の内藤先生に着任していただいている。本日は3時半ころになるとお見えになると思うが、委員の皆さんからはご了承願いたい。

まず始めに（1）臂曲地区岩石採取事業監理委員会の状況だが、第7回は今年の3月28日に開催している。数量の確認と濁水対策による小さい沈殿池の拡幅について。搬出車両の交通安全については、地元から運転マナー等についての苦情があり、それについても議論している。町道と林道の道路補修については、地元の方から町道について、ただ上に被せただけでは、またすぐに穴が開いてしまうので、打ち替えをしてほしいという強い要望があり実施している。緑化については、やはり杉ではなかなか根付かないので、別の樹種という要望があったが、県の森林整備の部署から、周囲と同じ樹種が望ましいというご意見もいただいている関係で、杉にしているとのこと。いずれにしても、しっかり根付くまでは、県の方としても指導して行くということだった。第8回目が7月5日に開催。この日は現地も見ながら、しらい自然館に移って会議を開催した。協議内容は前回と同じ内容。数量表については、非常に分かりにくいということで、次の第9回目の監理委員会を、今年10月21日に予定しているが、その際には、もう少し分かりやすい表をお示ししたいと考えている。

次に、（2）の9月9日に業者さんの方から出された事前協議書について。資料1の事業概要について。（1）事業の名称。岩石採取というのが頭に載ってなく、事業そのものの目的は、資材置場を作るとある。だとしても採石法、その他林地開発等の認可は必要になってくる。事業場については、現認可場所を含む、さらに広げ

た臂曲地内の場所。(6)事業場の敷地面積 120,387 m²、うち採取面積 120,268 m²は、岩石の搬出路等を除いた掘削する所。現認可が9万弱なので3万m²ほど、さらに増えている。しかも保安区域は境界から最低でも5m離さなければならないが、ほとんどがそのギリギリまで掘削するとになっている。事業期間は許認可から3年間。切土1,463,295 m³。先ほど、現認可の認可数量を402,607 m³と言ったが、今回の切土の掘削規模数量は、100万m³今よりも多いということ。当然、全てが搬出されるということではないが、積雪期間の1月2月を除いた場合、10ヶ月の3年間。1カ月当たり25日。ダンプについては10トンダンプだが町道については7トンまでしか耐えられないので、7トン積みにするということ。1日13台稼働して、1日1台当たり7往復。これを掛け算すると477,750トン。岩石167,100 m³。風化岩石39,709 m³。これらのものを搬出。これについては現認可の搬出計画と同じになっている。次の図面を見ていただくと分かるが、左側の黄色い部分が今までと比べると新しい区域になっている。この奥にも会社の社有地がかなりある。さらに奥に進んで採取事業を考えているのではないか。今回、会社から事前協議書が出された根拠となるのが、町の条例、水循環保全条例第14条第2項に基づくもの。山形県の水資源保全条例が町の水循環条例の3カ月ほど前に公布されたが、開発行為については同じ内容を謳っているので、遊佐町の条例を優先することになっている。採石法については、他の行政庁の許可認可、その他の処分についての書類を付けなければならない。例えば、自然公園であれば自然公園法の許可。森林整備計画区域における林地開発の許可。町の水循環保全条例における規制対象ではないという判断も他の行政庁の行政処分の一つであると考えられる。この他にも文化財保護法によって、文化財が出てきた場合は、直ちに事業を中止して、その保全に努めることとなっている。図面に戻って、赤の点線が現認可区域になる。青い点線が実際にバックホー等で削ってよい部分。今回の申請を予定しているのが赤い実線。赤い点線に比べると3万m³多く、右側の黄色い部分と左上の黄色い部分。青い実線がこれから新たに掘削したいとする部分。右側が特に深掘するところ。285mが一番低い標高。そこまで掘るということ。次の図面が実際に掘る、先ほど申し上げた青い実線部分。黄色い部分が保安領域、残地森林になる。かなり深く掘って段差を付けながら掘っていく。次の図面は、埋戻しをして植林をする部分。埋戻しして、高さを林道の位置まである程度、調整する。真ん中に四角いボックスがあるが、ここで雨水等を沈殿して上澄み液を沢に流す。黄色い所が法面で、そこに杉を植栽する。ただ下の方、林道からの搬入、搬出路のほかに上の方にも道路があり、将来的にはまだまだ奥の方に進みたいということが伺える。

次にスケジュール表ですが、9月9日に会社の方から協議書が提出され、60日以内に町は、規制対象事業であるか否かを決めて会社に通知し、それを告示しなければならないと条例上は決められている。その間の町の対応をスケジュール表にしたもの。町としては、14日と25日、町民の皆さんと意見交換会を行いたいと考えている。

次の資料が町の方で持っている調査資料。3つあるが、一つ目は、総合地球環境研

究所の中野先生からいただいた報告書。

次の資料だが、平成25年11月と今年8月の調査報告書。林道の所に会社の方で機械を設置して、ボックスの中からはちよろちよろ水が流れているのが確認できるが、3年前はバケツで図らないと水量を計測できないほど水量が多く出ている。本来であれば、年一回は調査をすべきだったと考えている。

報告は以上だが質問も含めて、5. 協議に入る。進行は会長から進めていただきたい。なお、最終的には会長名で町長への意見書を提出することになるので、よろしくをお願いしたい。

5. 協 議

■委員：今後、再度、上の方で掘削をやれば、白井の上水道に影響（濁り）が出ることは否定できない。

■委員：採石場の出水の調査報告書から、前認可の平成25年に出されたデータと3年後の今回出されたデータを見比べると、雨天時も晴天時も水温等に大きな変化はないことから、湧水、地下水であることは間違いないのでは。以前に中野先生が調べた調査からは、吉出山周辺から出た湧水は標高の高い所で浸透した水が、そのときの気温を保ったまま地下の中をそのままの温度を保って流れてきたと考えられる。一方、湧水量は3年間で10分の1まで減っている。これは、非常に硬い一枚岩の岩盤を砕いたときに湧水が一気に出たが、今はあらかた抜けてしまったという状態。湧水の水脈に傷を付けたことに間違いない。さらに深く掘れば、また新たに次の岩盤も砕かれ、さらに深い所を通ってきている水脈も、どんどん壊されて湧水が枯渇する恐れがある。かつての吹浦バイパスが良い例。

また、岩石採取後は岩だらけで隙間ができるので、今度は雨水が短時間で直に入ってきて雨水に含まれている重金属イオンや中国の大気汚染PM2.5、酸性の原因になる硫酸イオンなどが中和されなくなる。その下に出ている水に含まれながら逆に水量は増える可能性がある。雨水の影響を直に受けるので水質がかなり悪化する。吉出山山頂にある湿地帯は、それをプールして中和する役目を担っている。業者の所有地が周辺にあるとのことなので、今後この湿地帯の所まで及ぶとなれば、おそらく短期間に影響が出る。臂曲の簡易水道水源にも、水質的に悪い影響が出てくるかもしれない。

■委員：今、この岩盤を壊す前の成分分析したデータはあるのか。これからやれば比較はできるのか。また、どれくらいの期間かかって浸み込んだとか、有害物質がどのくらいなのかは、すぐには出ないと思うが。

■委員：鳥海山の湧水がどれくらいの期間を経て移動しているのかは、残念ながら分からない。これを正確に調べるために、放射性同位元素等を上部でボーリングして地下に流し込んで、それが下で検出されるまでずっと継続的に調べないと分からない。地下水の移動速度を見るのも非常に大変で実際にそれをやっている地域はない。

■委員：以前、調査していただいたときに、直接は計れないが、大ざっぱには、長くて数年、多分何十年もかかるものは殆んどないのではないかとのことだった。

- 委員：鮭の孵化場に来て調べていた先生によると、大体16年ぐらいということだった。
- 委員：標高差2,000mの高さで水のパイプをつくる。水の重さが圧力になるが、サラサラ通るようなホースのようになってはおらず、通りにくいからいくら強い圧力がかかっても、ゆっくりしか浸みていないのであって、全体的に見れば、ちょぼちょぼしか出ていない。だが、鳥海山に降った雨や雪のほとんどが浸み込んで地表に流れる表流水は非常に少ない。月光川の本流も季節によっては、かなり少なくなる。洗沢川は夏場なんか涸れ沢みたいになる。ということは、表面を流れる水よりも地下に入っている水が圧倒的に多い。それだけ水が浸み込んでいる状態だとすれば、それで通りが悪くて圧力がかかっても、上からどんどん水が流れたらオーバーフローする。丸池様の山の斜面に雨が降ると全部杉林の中で吸い取ってくれるが、大雨が降ったときだけ、突然崖から靴が濡れるぐらい水が丸池様の所の林道に流れてくることがある。つまり雨水の水量があまりにも多く、上から入っている水もあるのに、麓に近い所にさらに入ろうとする。入りきれないので表面を伝って流れてくる。普段は少々の雨が降っても、そういうことは起こらずに、全て浸透するはずだが、それが出てきてしまう。鳥海山だとかなりの降水量があっても、本来はどんどん地下に入っていける。地表の流れは割と少な目。月光川でも鳥海山では雪渓が残っているのでゆっくりと流れ続けて、洪水のようなものもないし逆に一気に涸れることもない。今のような考え方をすれば何十年も掛けて地下を流れる分が表面をどんどん流れることになれば、表流水はもっと多くなるはず。だから、長くて数年、短ければ1年に近い方の何カ月というレベルではないかと思われる。何層もあるので、すべてが同じという訳ではない。
- 委員：今までの数量表があるが、これは川越さんの自己申告か。
- 事務局：町は協定を結んで監理委員会を開きながら定期的に監視をしている。月に1回、道路、現場の点検も町で行っている。県は認可者なので週に1回監視をしている。数量については、会社で把握しているものを開示しているが、この数値の裏付け確認はしていない。
- 委員：申請書に明示するのは、あくまでも面積なのか。
- 事務局：面積を示す平面図と10m毎の縦割りの図面である断面図。それによりどのくらい掘るか立体的な数量の部分が出てくる。面積と掘る量の両方が認可の対象になっている。
- 委員：10トンドンプが、7トンまでしか積載して通れない道路を通行するという事で、岩石の大きな固まりの場合、1個1トンで7個までという表現をしていたが、実際それを、抜き打ち検査したらどうか。高速道路の工事等でも土砂を積載したダンプが走っているが、非常に分かりやすくするために、ダンプの荷台の砂利を重機で平らに均す。会社によっては、赤いテープが貼ってあり、ここまでが積載可能と明示して、誰が見ても分かるような運び方をしている。それに対して、山から来るダンプは、えっと思うような積み方をしており、そうした場面に何度か遭遇している。本当に守られているのか疑問に感じる。

- 事務局：ダンプの荷台のところに自重計が付いている。現認可は12月2日までの3年間の認可だが、その前の認可期間において、住民の方から多く積み過ぎではないかということで、町道管理者として町の職員が抜き打ちで計ったところ7トンを超えていた。会社に申し入れをして、その後は良くなったと聞いている。今回の3カ年の認可の中でも、時々、多く積んでいるのではないかという連絡が入るので、昨年の夏に由利本荘にある計量場に行って、私が立ち会って正確な数量を計ってもらった。自重計が7トンを示している状態で、実際に平坦な所で計測すると、ほぼ7トンであり、計量証明書を確認し写しをいただいた。その荷姿を後ろの方からカメラでしっかり撮って監理委員会の皆さんにプリントして配った。これよりどう見ても多いときは教えてくださいということで、地元の方もしっかりと借りながら、7トンを守るように会社には言っている。
- 委員：私も山菜取りによく行くが、そんなに酷い積み方はしていないようだ。
- 委員：今の認可区域全てを含んでさらに3ヘクタール上乘せした面積を事業面積としている。採石事業においては、同じ場所を二度掘りしないというのが原則にあったと思う。採石法は深さに規定がないということで、悪く言えば地球の裏側まで掘れるという言い方をされるが、一旦認可を受けて採石を認可に沿った形で終えたら、さらに同じ場所を二度掘りできない認可になっているはず。同じ場所を延々と掘れるとすれば、今回、水循環保全条例ができて協議対象事業として、認可しないような意見を県に上げる条件が整った中で、町民の事業を中止して撤退してほしいという願いは、全く叶わないことになる。
- 委員：事業内容が資材置場造成工事であれば、岩石を外に持って行く必要はないということにならないか。
- 委員：現在認可をされている区域から3万㎡ぐらい増えている分は全く新しい申請対象のはず。搬出量が47万トンも出されるが、これが岩石採取の事業でないと言えるのか。奥にもさらに土地があるそうだが、とても我々が望んでいる形ではない。さらに深堀することになっているが、320mを超えて深くは掘らないということ協定書の中で決めたはず。320mというのは、阿曾石材が採取していたときに地下水脈等に影響を及ぼさないようにするために、地表転石の採石、地表面から2mを掘るといったが、我々が考えている地表から2mというのは、でこぼこで2mと想像していたが、そうではなく水平方向に山に向かって、最終的には何十m。そういう意味から言うと、これでは地下水脈に影響が出ることが想像に難くないので、敷地内の中央近くの320m。これを基準にして、深堀をしないために協定を結んでいた。阿曾石材から提供を受けた川越工業さんも、最初はその協定書にあった通知をそのまま受け入れた形でスタートしたが、今回は285mとしてきた。今締結している協定書は12月に効力そのものが切れる。ということは、協定書を結ばなくても認可はできるということ、向こうは言っているのだと思う。町民に考慮しない形になっているのではないか。
- 事務局：今回申請を予定している12haの背後地を含んで全体で47haの社有地を持っている。最終的には、この他にももっと広く事業をやりたいという考えを持

っているのではないかと推測している。先ほどの同じ場所の二度掘りはできないということについては、最終的に県の方に確認したいと思うが、今、3年間の認可を受けている区域については、12月2日をもって、おそらく事業完了ではないということなのだと思う。前の申請時の添付資料を見てもっと大きい計画も出ている。全体計画の中の一部としてこの3年間の認可を受けたということではないかと思われるので、要するに今、認可を受けている3年間の部分は、全体計画の中の3年間ではないのかということ、さらに下も掘れるということではないかと思う。そこはなお、県の方に確認したい。

■委員：全体計画がどういうものになっているか分からないが、川越さんが引き継いで前回、認可を受けるときに示したものかも知れないが、その時点では過大な全体的計画があったかも知れないが、申請認可が3年の更新ではなく、3年毎に別の新規事業として、県もきちんと審査しているはず。3年前は県にも町にも条例がないので、それを考慮する法的根拠がなかった。今回は水循環保全条例があるのでそれに則って、明らかにこれは水等の循環に、環境に影響を与えることが予想される事業だから、事前協議をしたり、いろいろ検討するとなっている。全体計画は現認可には関係ない。次の3年間でも同じように、新たな事業についての認可の可否が問われていると思う。法的な抜け道を一旦許してしまうと、ずっと続くのではないか。

■委員：その法解釈については、我々は素人なのでなかなか難しい面もあるが。

■専門委員：水循環条例についてだが、基本的なことは、条例14条の事前協議を事業者が出して来ていること。条例の手続きには事業者が従っているということ。これに対して町が何をするかということ、規制対象事業になるかどうかの判断をすることになる。規制対象事業は条例16条に1号から4号まであり、問題は事業者からの事前協議の計画がこれに該当するか否かを、審議会で示すことができるかどうかで尽きる。さらに要綱の第4条以降では審査基準を決めている。問題はこれに該当するのかもしれないのか。現時点で事務局としてどう判断するのか確認していただきたいことが1点。次に、判断できないのであれば、何が分かればイエスカノーが判断できるのか、必要なものは何なのかということ整理していただかないと、なかなかこの規制対象事業とするか否かの意思決定はできない。条例14条第4項には、必要とあると認めるときは事前協議者に対し、必要な指導を行うことができる。町長が規制対象事業とする行政処分という形で結論を出す前に、事業者に対して様々な資料など求めるべきものは求められると思う。条例16条の各号に該当するとする根拠が何であるかは必ず問われるので、その判断に必要なものとして求めていく。60日はあくまで標準的な日数であり、できるところまでやっていただきたい。そのうえで判断するのであれば、規制対象事業とならなくとも住民に対する説明はできると思う。もし、規制対象事業であることを事業者から裁判で法的に問われたときは、判断の根拠とした事実がどこまで分かっているかが問われる。だから政治と法律の中でぎりぎりの判断になると思うが、結論ありきで事実が明確でないまま60日以内に判断して結果を出すということに私は賛成しない。もちろん60日を超えるのであれば合理的な理由は必要である。

- 事務局：会社の方では水量の調査、機械を設置してデータを取っていると思われる。分析もしているのではないか。当初は町に提供していただけるという話だったが、会社の方で最終的には、社長の判断で出せないということだった。14条4項の、特に必要であると認めるときは、指導を行うことができるのであれば、判断するために必要であるということでも求めるということも手段の一つ。成分分析もやっていかないと水量や温度だけではという話であれば、これから成分分析をしてデータを見て判断したいということであれば、調査期間がそれなりにかかるので期限を守ることが不可能になる。
- 専門委員：調査については、一つは相手方である事業者に求める行政指導の範疇にあるもの。ただし、行政指導については相手がどうしても駄目だといったら、そこで残念ながらそれ以上の強制力はない。もう一つは、行政が自分で必要な調査をするもの。だから判断に時間がかかるということはある。調査をどこまでやるかというのは別に検討すべき問題だが。
- 委員：業者側は場内から出た水について分析し調査をしているが、結果については公表したくないので提出されていないのでは。協定を結んで互いに情報を共有する監理委員会を設けた、その趣旨に全く添わない。お互いに隠し事なく出すものは出して、問題があったらそれについて対策を講じる、そういう文言がある。25年と28年の調査の中間に事業者が調査したデータが入るとされる。水循環保全条例の第16条第1号に、水源涵養機能を著しく阻害し、水源涵養量の減少をもたらすおそれがあるというのは、中野先生の調査の中にも、水源涵養域が採石場の上部に当たるといえることが出てくる。あのあたりが水源涵養域として機能していることが分かる中で、今後全体計画からすると、膨大な土地を禿山にするということは明らかに予想されること。二つ目（第2号）としては地下水の水質悪化。穴を開けた結果、その下流にはいろいろな汚染物質を含む雨水が以前より浸透しやすくなるということで、今までは問題ないものも、地下から流れ出て山麓で出ていた地下水が今度は汚染物質を含んでいる可能性がある。逆に涸れるわけではないが、そういう水質悪化の可能性もあるということも該当すると思う。三つ目（第3号）が地下水脈を損傷するおそれ。岩盤が多い所を一つ壊した。その結果が今回の湧水のデータに出ている。何層にもそういうものがあるとなれば、この岩盤を壊すとさらに下にある水脈に損傷を与える。今回出された深堀するという考え方からすれば、明らかに次の岩盤にも手を付けて、さらにその下の水脈にも損傷を与える可能性もある。それから四つ目（第4号）だが、以前濁水が出たときや湧水が枯渇したとき、あそこを水源としている農業用水にしている田んぼもまだある。そういう意味で影響が大きいということも言える。私はこれだけではなく、環境審議会の方でお話ししたのは、遊佐町は農業が主体であることは間違いないと思う。その中でも特に大きいのが、生活クラブ生協との長年の提携で米を作って、多くの農産物を購入してもらっている。連携ができています。生活クラブ生協では遊佐町は大事な食糧基地のひとつとして捉えているために、環境基本条例ができる以前に月光川の清流を守る保全条例が作られた。これが岩野にアルミ再生工場ができる。近隣には騒音や粉塵等の

被害が出るかも知れないし、汚水等が蚕桑の方に流れている川に流れ込んだ場合には、月光川本流に流れる。そうすると田んぼに取水されて重金属等が入ってくるといことが懸念され、これだと遊佐町の米や農産物を買うことができない。田舎よりも都会に住んでいる人達は環境問題に非常に敏感なので、基金を募ってアルミ工場の業者から撤退してもらった経緯がある。そのとき生協からは大きな資金提供をしていただいた。そのときに、いかに遊佐町を食料の供給源として大事に捉えているか。その基になっているのは鳥海山であり鳥海山からの水であり、その水で作っている農産物が素晴らしいからだとは私は思っている。その水が当てにならなくなる事態を招いたとき、同じように生協は見てくれるのか。今までは環境面と生産者の人柄を信頼していただいていたが、両輪の片方である環境面で問題があれば、生産者がいくら説明しても、一旦信頼がなくなると回復するのはなかなか難しい。そういうことが起こり得る。農家だけでなく遊佐町全体に影響が残る可能性がある。町民の生活権や生存権を守るために第一にやらなければならないことを考えていかなければならない。

- 委員：規制対象とするかの判断だが、町の資料だけで対象事業と判断になれば話は早いですが、足りないということであれば、どういうデータ、どういう資料を業者側に求めるか。あるいは独自で調査するのか。その辺はどうしたらよいか。
- 事務局：過去5年間、横堰の水位調査を行っている。専門の先生から分析していただきたいと思っている。調査データが不足していることは様々な関係者の方からもご指摘いただいている。どこまでのデータがあれば判断できるのかも難しい。総合的に判断しなければならないのではないのか。例えば、町民の皆さんの声や議会や両審議会のご意見もいただきながら。
- 専門委員：総合的な判断というが、あくまで法律、条例の規定と事実に基づいて説明がつくことが大事で、それ以外のことを理由に判断した場合は違法性が問われる。どういう理由付けでもいいが、条例の規定に基づいて説明できるかが必要である。条文上の「おそれ」について法的な解釈もある。これらの検討を全部省いた町長の総合的な判断というのでは、条例の規定もあつたものではない。規制対象事業にするか否か、条例上の判断は、条例の審査基準に基づいて判断することとなる。これらを見捨てて総合的に結論を決めるといことはあり得ない。いずれにしても、今、審査会で判断するために、根拠となる調査データについて何があって何が足りないかを事務局の方で整理していただく。足りているか足りてないかの情報について審議会の委員が共有することも必要である。条例16条各号のどれに該当するかのかしないのか、審議会での検討はひたすらそれに尽きる。根拠もなく規制対象事業であるか否かの結論を導くとなると、町長は当然その判断について政治的にも法的にも問われる。
- 事務局：17条で規制対象事業であるか否かの認定を行うというのは、あくまでも町長だと思うが。
- 専門委員：審議会は諮問機関だから、町長がそれに拘束されなくてもよいが、それで説明がつくかということになる。

- 事務局：確かにその通りなのですが、科学的根拠に基づいて判断するのは非常に難しいのでは。
- 専門委員：難しいとしても、最後に町長が判断する時点までに、審議会として、どれだけ条例上の基準に基づいて判断できる証拠を集めて、意見を出して行くかを考えなければならない。
- 委員：次回に会長名で意見書をとということだが、前回の認可の申請がなされたときは、環境審議会の方でもいろいろな意見交換をしたが、このような意見書としてまとめる手続きを取っていなかった。そうしたら委員の中で、私は勿論、反対の立場で意見を述べていた。しかし積極的に賛成する意見の人が一人もいなかった。会議中に全く意見を言わない人もいたが、後から町の説明のときに、審議会に諮ったが、若干の反対はあったが、おおよそ理解をいただいているものと思うという表現をされた。
- 専門委員：議事録はどうなっているのか。
- 委員：議事録は、その当時は、署名するのも閲覧することもやってなかった。なので今回は、意見がまとまったら文章を我々にも内覧させてほしい。前回の町民説明会のときに、審議会の様子の説明が全く違っていたので、その場で発言した。このようなことがあってはおかしい。そのようなことがないように、しっかりとしたまとめをしていただきたいと思う。

それから、水循環保全条例の大事な観点ということで、第2条の基本理念の所に、地下水等を公共水として、単に水道水源だとか農業用水ということではなく、地下水に関しては公共の水としている。遊佐町の全ての水道水は地下水だが、地下水が公共の水で将来にわたって町民に提供されることを目的にしている。そして、第2項の予防原則。それを裏づけるのに、例え科学的証拠が欠如していることをもって対策を遅らせざる理由とはせず、ということで将来影響が残ることが懸念されるときは、予防的に様々な対策をとるとするのが趣旨。ここが一番大きな部分で、目的と基本理念、この二つの項目を大事にしていきたいと思う。この後には町の責務、事業者の責務、町民等の責務ということで、事業者に対しても、そういう水を守ることに協力するよう努力義務を求めているということで、町に住んでいる町民と行政だけでなく、事業を行う人にも、我々の考えていることに従ってほしいということが入っている。
- 専門委員：いずれにしても、町としてこの条例に基づいてできることは、やってもらいたい。予防原則だけで規制対象にするような話に通じるかということなかなか難しいと思う。文書としてどういう資料、データがあるのかをまずは整理をすることが必要である。経験的に地下水・湧水がどうなっているかは、住んでいる人には分かる部分であるが、文書になっていなければ、そのような事実はないということになる。そういう意味での整理を行政の判断でしていただくことが必要だと思う。その上で、ここまでが限界だということであれば、その時点でまた審議会の判断になる。該当する資料があるのかないのかということぐらいは整理できると思う。次回に向けてお願いしたい。

- 委員：今回、事業の名所が資材置場を造成する工事ということだが実質的には岩石採取をするという申請の仕方が採石法ではどうなのか。
- 専門委員：事業者は、採石法上は岩石採取計画の認可について申請するはず。その時点で、資材置場工事を伴うとしても岩石採取には変わらないはずなので申請上は変わらないのでは。また、条例13条1号に該当する点については事業者としても異論はないと思う。
- 委員：川越の社長は町民の反対をどう考えているのか分からないが、社長と直接話を詰めて行くことはできないのか。
- 委員：前回の認可のときも業者側から説明があったが、あのときも担当者が来たが社長は出てない。直接、我々が会社に行って、どうなのかと最終的に判断するトップに訴えかけることはできないものか。担当者だと、お互いが言い分を言うだけで、実際には話し合いにはならない。
- 専門委員：中野先生とは連絡を取っているか。
- 事務局：取っていない。
- 専門委員：この報告書についてお聞きすることがあったら来ていただくことができないか。
- 事務局：こちらでは今の連絡先を確認できていない。
- 専門委員：さきほどの秋田の先生から意見をいただけるようにはなっていないか。
- 事務局：なっていない。
- 委員：いずれにしてもある程度の専門家に専門家としての意見を聞かないと、我々では分からないことが沢山ある。中野先生になるのか、それとも秋田の先生か。今回ジオパークということで、水文学のアドバイスをいただいている先生なので、私の方からもお願いすることは可能。
- 委員：中野先生は退職されたので、地球研に問い合わせれば異動先に連絡は取れると思う。新たに水質を検査すると、出所が分かるわけなので、そういう調査をやらなければならなくなるかも知れない。先生と接触していただいて、今どこに居て、どういう形で関わりを持っていただけるかを確認していただきたい。
- 専門委員：やはり最後に問われるのは根拠となる調査データである。水文学、地質等専門家の意見を直接求めることもあるだろう。調査データから今の現状では地下水の状態がこうであると示せる形を取ってほしい。

6. その他

- 事務局：次回は今日出していただいた意見を、少しまとめさせていただいてお示しして、さらに意見を聞くようにしたい。

7. 閉 会